

2019 北海道最賃情報

2019年7月24日〈No. 2〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

第2回連合北海道最低賃金対策委員会を開催 今年度の地域最賃、10月1日発効をめざす！

連合北海道最低賃金対策委員会は今年度の地域最低賃金改定審議が本格化することを受けて、7月23日に札幌市内で第2回委員会を開催し、改定目標額を昨年同様1,000円とすることや10月1日の発効をめざすこと、審議会議論を後押しするために既に取り組んでいる地方議会意見書採択や審議会ヤマ場に向けたFAX行動の一層の取り組み強化、ヤマ場での集会開催などを確認した。

連合北海道最賃対策委員会の紺野委員長(連合北海道副会長)は「少しでも高い改定額で、パート等働く者の生活改善に取り組みたい」と挨拶。続いて山田事務局長(連合北海道組織労働局長)が発効日等をめぐる使用者側の論点など審議会議論状況の報告も含めて「取り組み(その1)」を提起した。

委員からは今後の審議会に向けて、「日程的に厳しい状況だが、10月1日発効は強く求めるべき」等の意見や質問が出された。(詳細は割愛)

北海道最低賃金審議会は6月3日に第1回会合を開催し、審議会会長・委員の確認と今後の審議日程等について協議。また、7月9日の第2回審議会では北海道最低賃金改正決定の諮問がされた。この審議会では使用者側委員から「10月1日発効ありきで審議日程を設定すべきではない」と発言があり、労働者側委員は「組織されていないパート等の賃上げだ。一日も早く発効させることが必要だ」と反論。改定額だけではなく発効日をめぐっても議論が交わされている。なお、今年度の場合、10月1日発効のためには、遅くとも8月5日までの結審が必要となる。

一方、目安審議が行われている中央最低賃金審議会では7月31日に目安が諮問される見通しで、目安提示を受けた第3回目の地方審議会は8月1日に予定されている。

連合北海道は今年度の最低賃金改定審議に当たっても、すべての働く者の賃金の下支えとなるよう取り組みを強化していくこととしている。



当面の取り組みについて確認した第2回最賃対策委員会(7月23日)

8月5日に労働局前「昼休み集会」を予定

連合北海道は最賃審議会のヤマ場に向け、8月5日に北海道労働局前で昼休み集会を開催することとした。各組織の参加をお願いいたします。

日時／2019年8月5日(月)12:20~12:40

場所／札幌第1合同庁舎前(札幌市北区北8条西2丁目)南側路上

※当日は組合旗を持参願います